

## 首都高ビジネスカード会員特約

**第1条 (名称)** 本カードは、首都高速道路サービス株式会社（以下、「当社」という。）と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下、「JCB」という。）が提携して発行するもので首都高ビジネスカード（以下、「本カード」という。）と称します。

**第2条 (会員)** 1.本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約（以下併せて、「規約等」という。）を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下、「両者」という。）が認めた官公庁、企業、団体または個人事業主（以下、「法人等」という。）を法人会員といいます。2.法人会員があらかじめ本カードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両者が認めた方をカード使用者といい、JCBはカード使用者に本カードを貸与します。3.法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。4.カード使用者のカード使用による代金の支払い、その他カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

**第3条 (年会費)** 法人会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

**第4条 (提供サービスと利用)** 1.当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認します。3.会員は、当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することをあらかじめ承認します。4.会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

**第5条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)** 1.法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下併せて、「法人会員等」という。）ならびにカード利用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下、「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて、「会員等」という。）は、当社が会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当社のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報（以下、「会員情報」という。）を収集、利用すること。①法人名、法人代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項。②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第6条において届け出た事項。③会員等の本カードの利用内容。（第7条において共有する情報。）④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容。(2)宣伝物の送付等当社の営業に関する案内を目的として、会員情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内などについて中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）(3)当社の業務を第三者に対して委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当社に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。3.会員等は本特約末尾に記載する当社のグループ会社が、第1項(1)の会員情報を、当社グループ会社各社のサービスの提供および宣伝物の送付等営業案内の目的で共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。）

**第6条 (届出事項の共有)** 法人会員が、当社またはJCBに対して届け出た法人名、法人代表者、所在地、電話番号等について、あるいはカード使用者が氏名、住所、電話番号等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出たいた情報について、両者の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

**第7条 (利用内容の共有)** 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両者において共有することにあらかじめ同意するものとします。

**第8条 (会員資格の喪失)** 会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

**第9条 (JCB会員規約と本特約の関係)** 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

### <ご相談窓口>

当社に対する会員情報の開示・訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

首都高速道路サービス株式会社

〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目11番1号 HSBCビルディング2階

03-6262-3912

### <グループ会社>

第5条第3項の当社グループ会社は次のとおりです。

首都高速道路株式会社

利用目的：首都高速道路に関する情報の提供

URL：http://www.shutoko.jp/

(TK535400・20150916)

## JCBロードアシスタンスサービス特約

**第1条 (特約の目的等)** 1.本特約は、首都高速道路サービス株式会社と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社（以下、「JCB」という。）より発行する首都高ビジネスカード（以下、「提携カード」という。）の法人会員が指定したカード使用者（以下、「会員」という。）に対して、首都高速道路サービス株式会社との提携条件に伴い、JCBが提供するJCBロードアシスタンスサービス（以下、「サービス」という。）に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項等を定めたものです。2.JCBは、株式会社安心ダイヤル（以下、「安心ダイヤル」という。）と提携してサービスを提供するものとします。3.JCBは、必要と認めたときはいつでも、会員にあらかじめまたは事後に通知して、この特約を変更することができます。

**第2条 (サービスの対象会員)** 1.本サービスは法人会員単位でのみ、申し込みまたは解約することができます。2.前項の規定に基づき、法人会員が申し込みをした場合は、すべての会員が本サービスの対象となります。また法人会員が解約をした場合は、すべての会員が解約となります。（会員単位での申し込みや解約はできません。）

**第3条 (年会費)** 法人会員は、提携カードの年会費とは別に、本サービス所定の年会費を会員の人数分、提携カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、すでにお支払い済の年会費は、本サービスの解約または提携カードを退会もしくは会員資格の喪失となった場合でもお返ししません。

**第4条 (サービスの対象車両)** 会員が運転中の以下の車両が対象となります。自家用普通自動車、自家用小型自動車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特殊用途自動車（キャンピング車）、原動機付自転車、自動二輪車。ただし、車両重量が3トン以上または、最大積載量2トン以上の車両、特殊車両は対象外となります。

**第5条 (サービスの対象地域)** 日本全国を対象とします。ただし、(1)自宅（自社）駐車場および同等と判断される保管場所でのトラブルは対象外となります。(2)法人の指定した提携カード使用者の自宅駐車場および同様と判断される保管場所でのトラブルは対象外となります。

(3)通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等自動車道の運行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域へのサービスの提供は、お断りすることがあります。(4)一部離島については、サービスの提供ができない場合があります。

**第6条 (サービスの内容)** サービス対象車両が事故または故障により自力走行不能となった場合、24時間、365日、次のサービスを提供いたします。(1)および(2)のサービスは、原則として一般社団法人日本自動車連盟（JAF）へ取り次ぎをいたします。その際、現場において料金

をいったんお支払いいただきますが、無料サービス部分の料金については後日、確定後ご返金いたします。自力走行が不能な場合とは、動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない場合をいいます。具体的には、夜間ライトがつかない状態や、雨の日にワイパーが動かない状態等をいいます。(1)緊急レッカーサービス レッカーの手配とレッカー牽引を現場から最長10kmまで無料で行います。(2)緊急修理サービス 修理業者を手配し、現場にて30分程度の緊急修理サービスを無料で行います。具体的には、キー閉じ込み、バッテリーあがり時のジャンピング、スペアタイヤ交換、1m以内の落輪引き上げ、ガス欠、各種オイル漏れ点検、各種バルブヒューズの取り替え、冷却水の補充、ボルトの締め付け等。ただし、次の場合、実費は利用者の負担となります。①ガソリン代、オイル代、セキュリティ装置付車両のカギ開け、パンク修理、バッテリー充電、部品代等。②チェーンの脱着、クレーン作業。③雪道、泥道、砂浜等で単にスリップする状態で走行できない場合。④事故時の現場清掃代金等の特殊作業。(3)紹介サービス 会員の依頼により、次の紹介サービスを提供いたします。ただし、実費はすべて利用者の負担となります。①車両の事故、故障による移動のための代替交通機関および宿泊施設の案内。②修理後の車両の自宅等希望地までの搬送業者の紹介。③レンタカー、ガソリンスタンドの24時間紹介。④簡易な故障相談サービス。

**第7条 (サービスの対象とならない場合)** 事故または故障の原因が以下の場合は無料サービスの対象外となります。(1)故意。(2)無免許、無資格、酒酔い、酒気帯び、麻薬等、道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合。(3)地震、噴火、津波等天災に起因する場合。(4)戦争、暴動危機、原子力に起因する場合。(5)国または地方公共団体の公権力の行使に起因する場合。(6)レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車走行と異なる場合。(7)自動車メーカーがマニュアル等で定める使用方法を著しく逸脱して使用していた場合。(8)その他、無料サービスが適切でない判断される場合。

**第8条 (その他の注意事項)** 1. サービスのご利用は、サービス利用時に事前に専用フリーダイヤルにご連絡いただくことがサービス提供の条件となります。会員自身でレッカー・修理業者を手配された場合は、サービスの対象外となります。2. 地域によっては、道路事情等によりレッカー・修理業者の現場到着に時間がかかることがあります。3. 有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料等、救援のために別途費用が必要な場合、当該費用は利用者の負担となります。4. サービス専用フリーダイヤルでは、事故に関する相談・受付等はできません。

**第9条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)** 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、安心ダイヤルが会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)安心ダイヤルのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下、「個人情報」という。)を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第10条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、提携カードの契約内容 ③提携カードの利用内容(第11条において共有する情報) (2)安心ダイヤルの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2. 会員等は、安心ダイヤルに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとします。)万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、安心ダイヤルはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

**第10条 (届け出事項の共有)** 会員が、安心ダイヤルまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、安心ダイヤルまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について安心ダイヤルおよびJCBの間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

**第11条 (利用内容の共有)** 会員は、安心ダイヤルが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の提携カードの利用内容を、JCBと安心ダイヤルにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。

**<ご相談窓口>**

安心ダイヤルに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社安心ダイヤル

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町10-21 リ・クリエ所沢B館

電話番号：0120-776-051

(TK535410・20140331)